

観 第 147 号
令和2年6月17日

宮城県産業振興審議会会長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



みやぎ観光創造県民条例に基づく観光振興に関する基本的な計画
(みやぎ観光戦略プラン) について (諮問)
このことについて、産業振興審議会条例(平成12年宮城県条例第109号)第
1条第1項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

みやぎ観光創造県民条例第12条第1項に基づく観光振興に関する基本的な計画(みやぎ観光戦略プラン)に関する以下の事項について、答申していただくよう求めるもの。

- (1) 第4期みやぎ観光戦略プランの改定案について
- (2) 第5期みやぎ観光戦略プランの策定案について

2 本計画に定める事項

- (1) 宮城県の観光産業への新型コロナウイルス感染拡大による影響からの回復に向けた主要な施策及び計画期間の延長等
- (2) 観光王国みやぎの実現のため、将来目指すみやぎの姿及び達成すべき目標並びに目標に向けた主要な施策等
- (3) その他上記(1)及び(2)のために必要な事項